

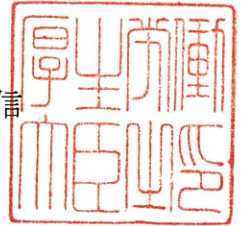
厚生労働省発基安0117第1号

平成30年1月17日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「高気圧作業安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令
案要綱」について、貴会の意見を求める。

高気圧作業安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 高気圧作業安全衛生規則の一部改正

一 火傷等の防止に係る規制の特例

(一) 高圧室内業務を行う際に、潜かん、潜鐘、圧気シールド等の内部（以下単に「内部」という。）において溶接、溶断その他の火気又はアークを使用する作業（以下「溶接等の作業」という。）を行うことができる場合として、厚生労働大臣が定める場所において溶接等の作業を行うときを追加すること。

(二) 高圧室内業務を行う際に、溶接等の作業に必要な火気又はマッチ、ライターその他発火のおそれのある物を内部に持ち込むことができる場合として、(一)の厚生労働大臣が定める場所において溶接等の作業を行うときを追加すること。

注 (一)の厚生労働大臣が定める場所について、内部の気体が、次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める値未満の酸素分圧である酸素、窒素又はヘリウムである場所とする旨を厚生労働省告示で定めることとする。

イ 内部のゲージ圧力が〇・八メガパスカル以下の場合 次に定める式により求めた酸素分圧

$$PO_2 = 120P + 21$$

この式において、 PO_2 及びPは、それぞれ次の値を表すものとする。

PO_2 酸素分圧（単位 キロパスカル）

P 内部のゲージ圧力（単位 メガパスカル）

ロ 内部のゲージ圧力が〇・八メガパスカルを超える場合 百十七キロパスカル

二 高圧室内作業主任者免許を受けることができる者及び潜水士免許を受けることができる者の見直し

(一) 高圧室内作業主任者免許を受けることができる者として、厚生労働大臣が定める者を追加すること。

注 (一)の厚生労働大臣が定める者について、外国において高圧室内作業主任者免許を受けた者に相当する資格を有し、かつ、高圧室内作業主任者免許を受けた者と同等以上の能力を有すると認められる者（高圧室内業務の安全及び衛生上支障がないと認められる場合に限る。）とする旨を厚生労働省告示で定めることとする。

(二) 潜水士免許を受けることができる者として、厚生労働大臣が定める者を追加すること。

注 (二)の厚生労働大臣が定める者について、外国において潜水士免許を受けた者に相当する資格を有し、かつ、潜水士免許を受けた者と同等以上の能力を有すると認められる者（潜水業務の安全及び衛生上支障がないと認められる場合に限る。）とする旨を厚生労働省告示で定めることとする。

第二 労働安全衛生規則の一部改正

- 一 高圧室内作業主任者免許を受けることができる者として、第一の二の(一)の者を追加すること。
- 二 潜水士免許を受けることができる者として、第一の二の(二)の者を追加すること。

第三 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。